



はねしよん

©大田区

消費者として
生き抜くチカラを身につけよう!

大田区 消費生活相談

検索



大田区消費者生活センター 相談専用電話 ☎03(3736)0123

消費生活のお困りごとは、お気軽にご相談を!

対象者: 大田区内に在住・在勤・在学の方

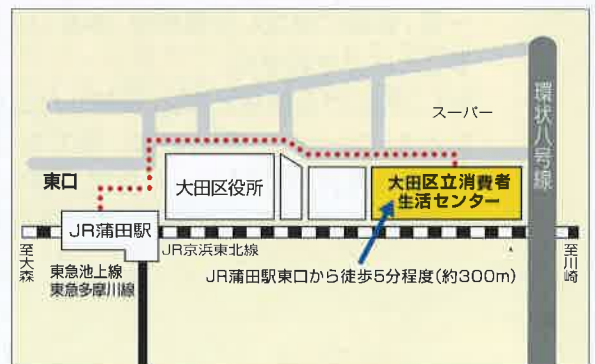
※ 消費者生活センターは、消費者の方からの契約に関する相談窓口です。
事業者の方の事業に関するご相談はお受けできません

受付: 月~金曜日 午前9時~午後4時30分
土・日、祝日は、

※ 年末年始はお休みです。 **消費者ホットラインへ ☎188**

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101

電話03(3736)7711(代表) FAX 03(3737)2936



契約ってなに!?

クイズ・どのタイミングで契約が成立しているんだろう?

→答えは4ページの右下へ

① 品物を注文したとき



② 料金を請求されたとき



③ 代金を払うとき



④ 商品を受け取ったとき



契約のしくみ



契約が成立するとお互いに権利と義務が発生します。

消費者(買主)の主な権利と義務

- 商品やサービスを受ける**権利**
- 商品やサービスの代金を支払う**義務**

事業者(売主)の主な権利と義務

- 商品やサービスを提供する**義務**
- 商品やサービスの代金を貰う**権利**

一旦、有効に成立した契約は、お互いに約束したことは守らなければならず、原則、勝手に契約をやめることはできません。

もし、解約が必要なときは、契約したときの規約に示された解約料や違約金が発生します。

たとえば、コーヒー一杯のお買い物でも、立派な「契約」です。

「お買い得」「限定」といった言葉に惑わされず、よく考えてから購入しましょう。

※例外として無条件で解約ができる契約については4ページをご覧ください。

成年年齢が18歳に

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
「成年」になったらできること、できないことの一例

自分名義の
クレジットカード
をつくれる



できること

親や保護者の
同意がなくても
大きな契約や買い物が
できるようになります。

部屋の
賃貸借契約が
できる



ローン(借金)が組める



※飲酒や喫煙、公営ギャンブルなどの年齢制限や、成人のつどい(令和3年9月1日現在)は、20歳のままで変わりません。

「未成年者契約取消し」が適用になりせん。
契約代金だけではなく、万が一、解約料や違約金が
発生した場合も、本人が支払うこととなります。
いままで以上に、消費者としての責任を意識しましょう。

できなくなること

未成年者契約取消しとは

未成年者が、親や保護者の了承を得ずに契約した場合、まだ、判断能力が未熟な年齢であるという観点から、その契約を解約できる制度です。(※ただし、条件はあります。)

未成年者契約取消しが認められない場合

- ・「成年である」「親の同意を得ている」などと相手を騙して契約した場合
- ・お小遣いの範囲内の場合
- ・法定代理人(親など)が目的を定めて許した場合(例:「学校で使う本を買いなさい」と渡した金銭等)
- ・婚姻歴がある場合
- ・成年に達してから商品やサービスを受けたり、代金を支払った場合
など

契約をする際は、それが本当に必要かをよく考えましょう。
契約書面や広告などを読んで、不明点は質問して契約条件をしっかりと理解しましょう。

悪質商法に遭った!?

こんな相談がありました

【マルチ商法】先輩に儲かる話があるとわれ、情報商材の購入を勧誘された。断りにくく、勧められるまま消費者金融から借入し契約した。知り合いに紹介すれば紹介料が入るといって、儲かる気がしないためやめたい。(20歳男性)



【ネット通販】SNSの広告でお試し500円の除毛クリームを購入したら、4回購入が条件の定期購入だった。1回分が15,000円で高額だったのでやめたい(17歳男性)

【特定継続的役務提供】お試し1か所500円でエステの体験をしたら、半年間、通い放題20万円のエステの契約を勧められた。クレジットで分割払いなら払えると思ったが難しく解約したい。(20歳女性)



【名義貸し】簡単なアルバイトだとネット広告で見て携帯電話を契約して指定された宛先に送付し報酬を受け取った。通信料も契約代も不要と言われていたのに、携帯電話会社から請求がきた。約束が違う。(20歳女性)

・困ったときは消費者生活センターへご相談ください。

クーリング・オフ

訪問販売など特定の販売方法では、一定期間内であれば無条件で契約解除ができます。

取引名称	取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売	訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた取引	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネスとも言う)	20日間
特定継続的役務提供 (契約金額、期間に条件あり)	エステティックサロン、美容医療の一部、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室など	8日間
業務提供誘引販売取引	在宅ワーク(内職商法)、モニター商法(モニターになると商品が安く買えるなどと誘う商法)	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、物を買取る商法	8日間

・ネット通販はクーリング・オフができません。解約条件や契約相手の所在を確認しましょう。
 ・クーリング・オフができなくても勧誘方法等に問題があれば交渉ができます。

クイズの答え:④

私たち一人ひとりの買い物が未来の社会を変える!

あなたが買ったものは、誰が、どこで、どのように作ったものでしょう。

あなたが捨てたものは、誰が、どこで、どのように処理してくれるのでしょうか。

私たちの日々の消費は、明日の社会や環境へ影響を与えています。

そのことを意識して、未来に優しい消費活動をするを「エシカル消費」と言います。

下のようなマークが付いた商品は、「エシカル消費」の目安になります。

リサイクル品を活用したり、環境に配慮した素材を選んだり、つくる人が幸せな労働環境で生産された商品かどうかを考えたりして商品を購入してみましょう。

国際フェアトレード認証ラベル



開発途上国の生産者への適正価格の保証や、人権・環境へ配慮した生産・貿易がなされた製品であることを示すラベル。

※フェアトレード=公正な貿易



エコマーク



生産から廃棄までを通して環境に配慮されたと認められた製品を表すマーク

FSC® 認証マーク



木材・紙製品が、環境・社会・経済面で国際的に合意された基準で管理されている森林から生産されたことを示すマーク

有機JASマーク



有機JAS規格を満たす農作物・加工食品などに付けられるマーク
農薬や化学肥料に頼らず、自然の力で生産された食品を表す

MSCエコラベル



持続可能で、資源や生態系といった環境に配慮した方法で獲られる水産物にのみ与えられる「海のエコラベル」

消費者生活センターってどんなところ？

消費生活相談

「消費者」と「事業者」との間には、情報の質や量、取引の経験などに大きな格差があります。そのため、様々な契約の場で、消費者は事業者よりも弱い立場に置かれやすくなります。「消費者」と「事業者」との間の格差を埋めるために、消費生活相談員がトラブル解決に向けての情報提供や助言、あっせんを行っています。



消費者講座

暮らしに役立つ情報や消費者被害に遭わないための知識を提供するため、消費者講座を開催しています。



資料コーナー 展示場



消費者問題への関心や消費者力を高めるため、消費生活に関する展示や図書・DVDを用意しています。図書やDVDは貸出もしています。

出張啓発

学校や高齢者施設、障がい者施設、地域の方向士の集まりなどへ消費生活相談員が出張し、契約の基礎知識や消費者トラブルの最近の事例など、ご希望のテーマに沿った講座を行っています。



消費者活動の 支援

消費生活に関わる活動に取り組んでいる消費者団体を支援しています。消費者団体と共催して「生活展」を開催しています。



生活展会場

食品の放射能測定



消費者の食品に対する不安解消を目的として、一般流通食品等に含まれる放射性物質の簡易測定を行っています。

集会室



大集会室

第5集会室

第1～3集会室

会議やサークル活動等に利用できる集会室の貸出をしています。

ご相談は
消費者生活センターへ

